

公立大学法人神戸市看護大学研究活動における不正行為への防止等に関する規程

2019年4月1日

規程第109号

(目的)

第1条 この規程は、公立大学法人神戸市看護大学（以下「法人」という。）における役職員等の研究活動（以下「研究活動」という。）に係る不正行為（以下単に「不正行為」という。）の防止を図るとともに、不正行為への対応に関する事項を定めることにより、公正な研究活動を推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役職員 役員及び職員をいう。
- (2) 役職員等 役職員及び学生をいう。
- (3) ねつ造 存在しない研究データ（論文、報告等、研究成果発表等の基となる実験ノート、数値データ、画像、試料、装置その他これらに類するものをいう。以下同じ。）、研究活動によって得られた結果（以下「研究結果」という。）等を作成することをいう。
- (4) 改ざん 研究活動に係る資料、機器又は過程を変更する操作を行い、研究データ、研究結果等を真正でないものに加工することをいう。
- (5) 盗用 他の研究者のアイデア、分析方法、解析方法、研究データ、研究結果、論文又は用語を当該研究者の了解又は適切な表示なく流用することをいう。
- (6) 不正行為 故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによる、投稿論文等発表された研究成果の中に示された研究データ、研究結果等のねつ造、改ざん又は盗用をいう。

(研究倫理教育責任者)

第3条 不正行為を事前に防止し、公正な研究活動を推進するため、研究倫理教育責任者を置く。

- 2 研究倫理教育責任者は、研究・地域連携・国際交流担当理事をもって充てる。
- 3 研究倫理教育責任者は、役職員に対して、定期的に研究倫理教育（不正行為を事前に防止し、及び公正な研究活動を推進するために、法人において、役職員に求められる倫理規範を修得等させるための教育をいう。以下同じ。）を行うものとする。
- 4 研究倫理教育責任者は、学生に対して、研究倫理に関する規範意識を高めるため、研究倫理教育を行うものとする。

(研究データ)

第4条 役職員等は、細則で定めるところにより、研究データを保存し、及び必要な場合においては、開示しなければならない。

(告発窓口の設置)

第5条 役職員等その他関係者による不正行為に関する告発（以下「告発」という。）を受け付け、及び相談に応じるため、法人に窓口を設置する。

- 2 前項の規定に基づく窓口（以下「受付窓口」という。）の事務については、研究科長及び事務局長が行うものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、受付窓口の事務について、自己の利害に関係する不正行為に関する告発を受け付け、又は相談に応じることはできない。

(告発等の方法)

第6条 告発をしようとするもの（以下「告発者」という。）又は相談をしようとするもの（以下「相談者」という。）（以下「告発者等」という。）は、受付窓口に対し、書面、電話、FAX、電子メール又は面談により、告発又は相談（以下「告発等」という。）をしなければならない。

2 告発は、実名により行わなければならない。ただし、客観的かつ具体的な根拠を示して告発を行う場合、調査を行うに当たって必要かつ十分な情報等を有している場合又は重大な告発であると受付窓口が判断する場合にあっては、この限りでない。

3 告発は、次に掲げる事項を明示しなければならない。

- (1) 不正行為を行ったとする役職員等の氏名又はグループの名称
- (2) 不正行為の具体的な内容
- (3) 不正行為とする科学的な合理性のある理由

4 受付窓口は、相談があった場合は、当該相談の内容を確認し、及び精査し、相当の理由があると認める場合は、当該相談者に対し、告発の意思があるか否か確認するものとする。

5 前項の規定により当該相談者の意思を確認し、告発の意思が表示されない場合であっても、受付窓口が客観的かつ具体的な不正行為の根拠がある場合、調査を行うに当たって必要かつ十分な情報等による相談である場合又は重大な不正行為であると判断する場合にあっては、当該相談は、告発とみなす。

6 第1項の規定に基づく告発等のほか、学会等の科学コミュニティ、報道及びインターネットの記載（第3項各号に掲げる内容が明示されている場合に限る。）並びに会計検査院その他外部の機関の報告により、不正行為が指摘された場合は、法人に告発があったものとみなす。

7 受付窓口は、告発等を受けた場合は、直ちに理事長に報告するものとする。

（受付窓口の義務）

第7条 受付窓口は、告発等を受け付ける場合は、告発等の内容及び告発者等の秘密を守るために適切な方法を講じなければならない。

（予備調査の決定）

第8条 理事長は、第6条第7項の規定に基づき告発に関する報告を受けたとき又は予備調査が必要であると認めたときは、速やかに、予備調査を実施の実施を決定するものとする。

（予備調査委員会）

第9条 理事長は、前項の規定に基づき予備調査の実施を決定したときは、公立大学法人神戸市看護大学予備調査委員会（以下「予備調査委員会」という。）を設置する。

2 予備調査委員会は、次に掲げる委員で組織する。

- (1) 研究・地域連携・国際交流担当理事
- (2) 公立大学法人神戸市看護大学研究・紀要委員会委員長
- (3) 公立大学法人神戸市看護大学倫理委員会委員長（以下「倫理委員会委員長」という。）
- (4) 経営管理課長

3 委員会に委員長及び副委員長を置く。

4 委員長は、研究・地域連携・国際交流担当理事をもって充てる。

5 副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。

6 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

7 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、副委員長が、その職務を代理する。

8 予備調査委員会は、当該告発の内容に係る合理性、調査可能性等を調査審議し、その結果を、理事長に報告するものとする。

（予備調査による決定）

第10条 理事長は、前条第8項の規定に基づく報告を受けた場合は、告発を受け付けた日から起算して30日以内に次項に規定する本調査を実施すべきか否かを決定するものとし、文部科学省その他関係省庁、地方公共団体、法律により設立された特殊法人、独立行政法人、国立大学法人、公立大学法人、学校法人、民法(明治29年法律第89号)第33条第2項に規定する公益法人、技術研究組合、商法(明治32年法律第48号)等に基づく会社その他研究に携わる機関等であって、法人以外のもの(以下「配分機関等」という。)に報告するものとする。

2 理事長は、本調査を実施しないと決定した場合は、次に掲げる事項を行うものとする。

(1) その旨を理由を付して告発者に通知すること。

(2) 予備調査に係る資料等を保存し、当該告発について、配分機関等及び告発者の求めに応じて開示すること。

(本調査委員会)

第11条 理事長は、前条第1項の規定に基づき本調査の実施を決定した場合は、その旨を告発者及び不正行為を行ったとする役職員等又はグループ(以下「被告発者」という。)に通知し、公立大学法人神戸市看護大学本調査委員会(以下「本調査委員会」という。)を設置する。

2 本調査委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。

(1) 研究・地域連携・国際交流担当理事

(2) 倫理委員会委員長

(3) 法人の役員又は職員以外の者で学識経験者その他研究活動に関し専門的知識を有するもの

3 前項第3号に掲げる委員の数は、前項各号に掲げる委員(以下「本調査委員」という。)総数の半数以上とする。

4 本調査委員会は、告発者又は被告発者と直接の利害関係を有しないものでなければならない。

5 委員会に委員長及び副委員長を置く。

6 委員長は、本調査委員のうちから理事長が指名する。

7 副委員長は、本調査委員のうちから委員長が指名する。

8 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

9 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、副委員長が、その職務を代理する。

(本調査委員に係る通知及び異議申立て)

第12条 理事長は、本調査委員の氏名及び所属を告発者及び被告発者に通知するものとする。

2 前項の規定に基づき通知を受け取った告発者及び被告発者は、当該通知を受け取った日から起算して7日以内に、理事長に対し、本調査委員の任命又は委嘱について異議申立てをすることができる。

3 前項の規定に基づく異議申立てがあつた場合は、理事長は、当該内容を審査し、当該内容が妥当であると判断したときは、当該異議申立てに係る本調査委員を交代させるものとする。

4 理事長は、第1項の規定に基づく異議申立てに対する決定について、告発者及び被告発者に対し、通知するものとする。

(本調査委員会の調査)

第13条 本調査委員会は、理事長が本調査の開始を決定した日(前条第3項の規定に基づく異議申立てがあつた場合は、異議申立てに対する決定があつた日)から起算して30日以内に調査を開始しなければならない。

2 本調査委員会は、調査に当たって、告発された事案に係る研究活動に関して、証拠となる資料等を保全する措置を講じるものとする。

- 3 本調査委員会は、告発された事案に係る研究活動に関する研究データ等の資料の精査、関係者からの聴取、被告発者に対し陳述及び弁明の機会の付与等を行い、公平な調査を実施するものとする。
- 4 本調査委員会は、不正行為を認定するに当たり、被告発者の自認を唯一の証拠とせず、物的証拠、科学的証拠、証言等から総合的に判断するものとする。
- 5 本調査委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、不正行為と認定することができる。
 - (1) 被告発者の説明その他証拠によって、不正行為であるとの疑いを覆すことができないとき。
 - (2) 保存義務期間の範囲に属する生データ、実験ノート、観察ノート、実験試料、実験試薬その他これらに関係する書類等の不存在等又は本来存在すべき基本的な要素が不足していることにより、被告発者が不正行為であるとの疑いを覆すに足る証拠を示すことができないとき。

(本調査における秘密保持)

第14条 本調査委員会は、告発に関する研究活動における調査の対象となる公表前のデータ、論文等の研究上又は技術上秘密とすべき情報が、当該調査の遂行上必要な範囲外に漏らすことがないように必要な措置を講じるものとする。

(本調査委員会による認定)

第15条 本調査委員会は、本調査を開始した日から起算して15日以内に、次の各号に掲げる事項の認定を行い、当該調査の結果を理事長に報告するものとする。

- (1) 不正行為が行われた否かに関する事項
- (2) 不正行為が行われたと認定したときは、次に掲げる事項
 - ア 不正行為の内容
 - イ 不正行為に関与した者及び当該関与の度合い
 - ウ 不正行為と認定された研究活動に係る論文等の各著者による当該論文等における役割
 - エ 不正行為と認定された研究活動に係る不正行為に関与したものの役割
- (3) 不正行為が行われていないと認定したときは、告発が悪意に基づくものであったか否かに関する事項

2 本調査委員会は、前項第3号の規定に基づき、告発が悪意に基づくものであると認定を行う場合にあっては、被告発者に弁明の機会を付与するものとする。

3 理事長は、第1項の規定に基づく報告を受けた場合は、速やかに本調査の結果にその理由を付して次に掲げるものに通知するものとする。

- (1) 告発者及び被告発者
- (2) 被告発者が法人以外の者に所属する者である場合は、当該所属機関の長

4 理事長は、第1項の報告を受けた場合は、本調査の結果にその理由を付して配分機関等へ報告するものとする。

5 理事長は、配分機関等の求めがある場合は、本調査委員会による調査の終了前であっても、当該調査の進捗状況報告書及び中間報告書を提出するものとする。

(不服申立て)

第16条 前条第3項の結果により、不正行為が行われたと認定された被告発者は、同項の規定に基づく通知を受けた日から起算して30日以内に、理事長に対し不服申立てをすることができる。

2 前条第3項の結果により、告発が悪意に基づくものと認定された被告発者は、同項の規定に基づく通知を受けた日から起算して30日以内に、理事長に対し不服申立てをすることができる。

3 前2項の場合において、当該不服申立てをする者は、その期間内であっても、同一の理由による不服申立てをすることはできない。

4 理事長は、第1項の規定に基づく不服申立てを受け付けた場合は、その旨を告発者に通知し、及び配分機関等に報告するものとする。

5 理事長は、第2項の規定に基づく不服申立てを受け付けた場合は、その旨を告発者が所属する機関及び被告発者に通知し、並びに配分機関等に報告するものとする。

(不服申立ての審査)

第17条 理事長は、前条第1項又は第2項の規定に基づく不服申立て（以下「不服申立て」という。）を受け付けたときは、当該調査を行った本調査委員会に不服申立ての審査を行わせるものとする。

2 前項の規定に基づく審査において、本調査委員会は、不服申立ての趣旨、理由等を勘案し、当該事案の再調査を行うか否かを速やかに決定する。

3 第1項の規定にかかわらず、理事長は、不服申立ての趣旨が新たに専門性を要する判断が必要となると判断した場合は、本調査委員会に係る委員の交代若しくは追加を行い、又は本調査委員会に代えて、他の委員会等に審査をさせることができる。

4 前項の規定に基づき交代し、又は追加する新たな本調査委員は、第11条第3項及び第4項を準用する。

5 第1項又は第3項の規定に基づく審査において、本調査委員会又は他の委員会等は、当該不服申立てについて理由がなく却下すべきものとして決定した場合又は再調査開始の決定をした場合は、その旨に理由を付して、理事長に報告するものとする。

6 理事長は、前項の規定に基づく報告を受けた場合は、当該決定を告発者及び被告発者に通知し、並びに配分機関等に報告するものとする。

(再調査)

第18条 前条第1項又は第3項の規定に基づく審査において、本調査委員会又は他の委員会等は、再調査を行う決定を行った場合は、告発者又は被告発者に対し、当該不服申立ての速やかな決定に向けて、第14条第1項の結果を覆すに足る資料の提出その他再調査に協力することを求めることができる。

2 本調査委員会又は他の委員会等は、前項の規定に基づく協力を得られない場合は、再調査を行うことなく手続を打ち切ることができる。

3 前項の規定に基づき手続を打ち切った場合は、本調査委員会又は他の委員会等は、直ちに、理事長に報告しなければならない。

4 本調査委員会又は他の委員会等は、再調査を開始した場合は、その開始の日から起算して50日以内に、先の調査結果を覆すか否かを決定しなければならない。ただし、50日以内に決定できない合理的な理由がある場合は、その理由及び決定予定日を理事長に申し出て、承認を得なければならない。

5 本調査委員会又は他の委員会等は、先の調査結果を覆すか否かを決定したときは、直ちに、その結果を理事長に報告しなければならない。

6 理事長は、第3項又は前項の報告に基づき、再調査の結果を、告発者、被告発者及び被告発者以外で研究活動の不正行為に関与したと認定された者に通知し、並びに配分機関等に報告するものとする。

(調査結果の公表)

第19条 理事長は、第15条第1項の規定に基づく調査の結果において、不正行為が行われた旨を認定したときは、速やかに次に掲げる事項を公表するものとする。

- (1) 不正行為に関与した者の氏名又はグループの名称
- (2) 不正行為の内容
- (3) 法人が公表時までに行った措置
- (4) 本調査委員会の委員の氏名及び所属
- (5) 本調査委員会での調査の方法、手順等

(6) 前各号に掲げるもののほか、理事長が必要と認める事項

2 理事長は、不正行為が行われなかった旨を認定したときは、調査結果が外部に漏洩していた場合又は論文等に故意によるものでない誤りがあった場合は、次に掲げる事項を公表するものとする。

(1) 当該調査の結果

(2) 被告発者の所属及び氏名

3 理事長は、当該告発が悪意によるものである旨を認定したときは、告発者の所属及び氏名を公表するものとする。

(調査中の一次的措置)

第20条 理事長は、第10条第1項の規定に基づき本調査の実施を決定し、必要と認める場合は、告発のあった研究活動及び当該研究活動に係る費用の執行の停止その他必要な措置を講じるものとする。

(被告発者に対する措置)

第21条 理事長は、不正行為があった旨を認定した場合又は告発が悪意である旨を認定した場合は、当該告発者又は被告発者が法人の教員等であるときは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる措置を行うものとする。

(1) 教員 研究費の申請制限、懲戒及び不正行為と認定された論文等の取下げの勧告

(2) 事務職員及び技術職員 (次号に定めるものを除く。) 懲戒

(3) 神戸市から公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律(平成12年法律第50号)第2条第1項の規定及び公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成13年12月神戸市条例第49号)第2条第1項の規定に基づき、法人に派遣される事務職員及び技術職員 神戸市長への報告(守秘義務等)

第22条 この規程に定める業務に携わる全ての者は、業務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。職員等でなくなった後も、同様とする。

2 理事長は、告発者、被告発者、告発内容、調査内容及び調査結果について、当該調査の結果の公表に至るまで、告発者及び被告発者の意に反して外部に漏洩しないよう、これらの秘密の保持を徹底するものとする。

3 理事長は、当該告発に係る事案が外部に漏洩した場合は、告発者及び被告発者の了解を得て、調査中にかかわらず、当該事案について公に説明することができる。ただし、告発者又は被告発者の責めに帰すべき事由により漏洩したときは、当該告発者又は被告発者の了解は不要とする。

4 理事長その他の関係者は、告発者、被告発者、調査協力者又は関係者に連絡又は通知をするときは、当該告発者、被告発者、調査協力者その他関係者の人権、名誉、プライバシー等を侵害することのないよう配慮するものとする。

(不利益取扱いの禁止)

第23条 理事長は、告発をしたことを理由に、当該告発者に対し、不利益な取扱いをしてはならない。

2 理事長は、相当な理由なく、告発がなされたことのみをもって、被告発者に対し、不利益な取扱いをしてはならない。

(施行細目の委任)

第24条 この規程の施行に関し必要な事項は、細則で定める。

附 則

この規程は、2019年4月1日から施行する。

附 則 (2020年4月1日規程第23号)

この規程は、2020年4月1日から施行する。

附 則（2020年7月30日規程第24号）

この規程は、2020年8月1日から施行する。